

倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金の手続きの流れ

支援内容

(1) 支給対象者

- ・次に掲げる要件の全てを満たしている中小企業(市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者)
 - ア 新たに専門的・技術的分野の外国人材※を雇用したこと。なお、既に雇用している外国人材が、令和8年4月1日以降に次の(ア)～(エ)の在留資格を新たに取得した場合も対象とする。
 - イ 本市税を滞納していないこと。

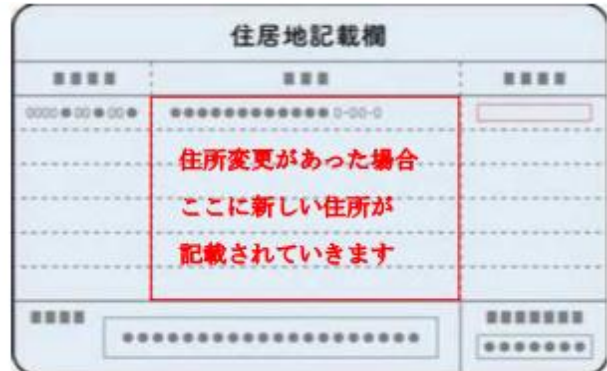
※専門的・技術的分野の外国人材

次のアからエの在留資格を取得した者であって、市内に住所を有するもの。ただし、企業内転勤を除く。

- (ア) 技術・人文知識・国際業務
- (イ) 介護
- (ウ) 技能
- (エ) 特定技能



おもて



うら

(2) 支給金額

専門的・技術的分野の外国人材1人につき5万円

※新たに雇用されるごとに、申請が可能。ただし、同一人物を除く。

申請方法(要綱第6条)

(給付金支給申請に係る提出書類)

- ・倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金支給申請書(兼請求書)

※別記様式(第6条関係)

[添付書類]

- (1) 外国人材の在留カードの写し(表面、裏面)
- (2) 外国人材との雇用契約を証明する書類
- (3) 振込口座の口座番号及び口座名義人のわかる通帳等の写し

※必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

(申請の期間)

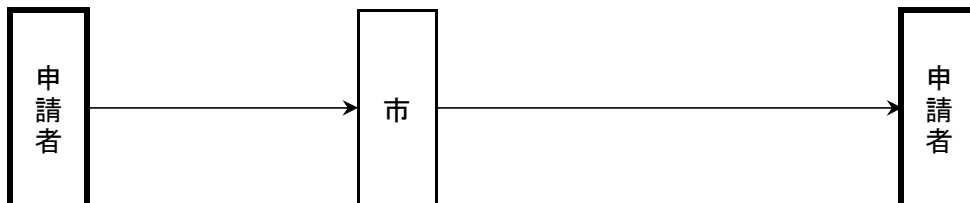
- ・専門的・技術的分野の外国人材を雇用した日が属する年度の3月31日まで

(給付金の支給)

- ・申請内容を確認し、適正であると認めるときは、速やかに給付金を指定された口座に振り込みます。

(支給申請及び請求)

(書類審査及び申請者の納税状況の確認)⇒(給付金支払)



[支給申請: 提出書類が揃ったとき]

提出先 しごと定住促進課
雇用政策・企業支援係
担当者 山根
連絡先 0858-22-8129
メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp